定時総会開催

平成25年度事業総括と平成26年度事業計画について

－５月29日－

５月29日（木）東京大手町レベル21東京會舘に於いて15時より定時総会が開催された。
主要議案としては平成25年度の事業総括及び平成26年度の事業計画及び予算、任期満に伴う役員改選や定款の一部変更等についてであった。総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を開催した。
以下に議事録を掲載する。

議　　案　【報告事項】
第１号議案　平成25年度事業報告に関する件
第２号議案　平成26年度事業計画並びに収支予算の件
第３号議案　会員の動向に関する件
【決議事項】
第１号議案　平成25年度決算報告の件
第２号議案　定款変更の件
第３号議案　任期満了に伴う役員改選の件
【一時中断】
第４号議案　会費の額及び徴収方法の件
第５号議案　その他

出欠状況　会員総数　130社中　出席会員　32社　委任状出席 85社　合 計　117社
出席賛助会員　96企業　事業所会員　２名

来賓出席　農林水産省食料産業局食品製造卸売課　課長　長井　俊彦　殿
〃　課長補佐　平山　治　殿
〃　係長　上田 麻由子 殿

開　　会　定刻により奥山専務理事の司会により開会。
来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

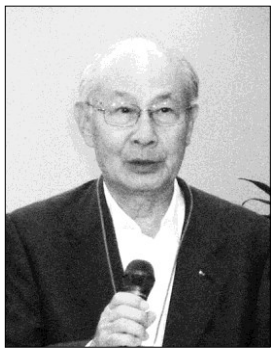

定時総会にて挨拶する
國分勘兵衛会長

会長の國分でございます。

本日は、私共日食協の定時総会にご多用の中、またご遠方からも多数のご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また本日多数お出ましいただいております賛助会員の皆様方には、平素全国各地で日食協活動に大変お世話になっております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、公務ご多用の中、農林水産省　食料産業局　食品製造卸売課から長井課長様はじめ幹部の方にご来臨を賜り、平素のご指導と合わせまして厚く御礼申し上げます。

さて当協会は公益法人制度改革の対応といたしまして一昨年４月より一般社団法人への移行を行い、名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更いたしておりますが、皆様のご理解とご協力によりまして制度改革の理念に基づき円滑な事業運営がなされているものと考えております。

ご承知の通り、当協会は昭和52年５月設立され、今年で37年目を迎えております。流通環境の変化の中で我々食品卸業界も統合再編が進展し会員動向も大きな変化を示しておりますが、当協会の設立目的である加工食品流通の安定向上と企業経営の健全化に資する研鑽をして参りますので引き続き皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて４月の消費税増税実施からほぼ２ヶ月がたちますが、雇用と所得環境の好転から、我々業界は仮儒とそれに伴う反動減は概ね想定の範囲内ということのようでございますが、消費税の転嫁の問題も水面下はともかく現状特別対策措置法の歯止めもありまして、業界としては円滑な増税対応ができえたのではないかと考えております。我々流通業としては消費税をしっかり上乗せして日本経済を一回り大きな循環へと移行させることが肝要であり、デフレ脱却を確実にしてデフレ心理からインフラ心理にして消費支出を増やして、国内循環を増加させることが重要であると考えております。

次の課題は、消費税が10％の時に導入が予定されております複数税率（軽減税率）の議論でありますが、複数税率の導入は、具体的対象品目の線引きや財源、区分経理、簡易課税等課題も多く、当協会としては現状消費税が10％の段階までは導入反対の立場でありますが、与党の税制協議会の検討推移を注視しながら税務問題対応W･G等で検討をいたして参ります。

また経営環境的には物流人員や傭車の確保或いはガソリン代、電力料金の値上げ等のコスト要因で大きな変化が見られますが、こうした状況は一過性のものではなく、震災復興や東京オリンピックの開催に向けてやや中長期的に継続するものと考えなければならないと認識いたしております。したがいまして当協会が主体となって流通システムの再構築を行い、共通インフラ等の整備を図って卸基盤を強化し、業界としてのコスト合理化策を実現して業界の同質競争をいくらかでも緩和していくことが必要かと考えております。

そのためには“競争と協調”ということをよく理解して流通における卸の存在・主張を確固たるものにしていく必要があるのではないかと思います。

“競争と協調”ということですが、卸の間で小売の要求に引きずられないで、卸の立場を共通の考えで主張していく必要があるのではないかと考えています。

本日は平成25年度の事業報告や平成26年度の計画等につきまして御諮りしたいと考えております。また本年は、任期満了に伴う役員の改選の時期でございます。それぞれにご充分にご審議

をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが私の開会の挨拶とさせていただきます。

農林水産省
食料産業局食品製造卸売課
長井俊彦課長

次いで来賓の農林水産省の幹部の皆さまを紹介し、代表して挨拶をされた食料産業局食品製造卸売課の長井課長は、日頃の協力に対する御礼と、今後の農林水産行政に対する更なる協力の要請、最後に本日ご列席の各企業のますますの発展とご健勝を祈念され挨拶とされた。

事務局はここで本日の定足数の確認と報告をし、会の成立と共に、定款第15条により会長を議長に推薦し満場一致で選出、会長は議長席に着席した。

議長は早速議案の検討に入った。

【報告事項】
第１号報告　平成25年度事業報告の件
第２号報告　平成26年度事業計画並びに収支予算の件
第３号報告　会員の動向に関する件

議長は事務局に対し、第１号報告から第３号報告までまとめて報告するよう指示があり、専務理事より主な事柄について手元に配布された資料に則り、次の内容を説明、また、平成26年度事業計画案について宮田政策委員長より説明がなされ、４月14日に年間の業務監査を受けた事も報告する。

①消費税の増税に関する対応について
②食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームについて
③食品トレーサビリティについて
④ハラール食品およびハラール認証について
⑤食品事業者の震災を対象としたBCPについて
⑥食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関する件について
⑦卸売業の人材育成と能力評価基準について
⑧外国人旅行者向けの消費税免税制度改正について
⑨加工食品卸売統計調査について
⑩情報処理コストの実態調査について
⑪関東支部流通業務委員会での調査事項について

また、本日の理事会にて、九州大分県別府市の㈱豊豫物産が入会の承認を受けて、現在の会員数は　正会員130社・事業所会員107事業所・賛助会員131社・団体賛助会員３社となっている事を報告する。

定時総会会場

【決議事項】

第１号議案　平成25年度決算報告の件

議長より、事務局に対し、第１号議案について報告するよう指示があり、専務理事より決算内容及び公益目的支出計画実施報告書の提出について手元に配布された資料に則り報告する。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の品田監事は「去る４月14日に監事２名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。また、公益目的支出計画実施報告書についても実施状況を正しく示していることを認めました。」と報告がなされた。

議長は当該決算報告について承認を求め、拍手をもって異議なく承認された。

第２号議案　定款変更の件

議長より、事務局に対し、第２号議案である定款の変更について報告するよう指示があり、専務理事より定款の変更内容について手元に配布された資料に則り報告する。

議長は議案の定款変更について承認を求め、拍手をもって異議なく承認された。

第３号議案　任期満了に伴う役員改選の件

議長より、定款の定めにより本定時総会の終結をもって理事及び監事が任期満了となり改選の必要があるが、事前に事務局より役員各位にご意向を伺わせたところ、一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出が有った事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より理事・監事の全候補者案について報告を行った。

退任理事		新任理事	
㈱サンヨー堂	宗像　善昌　理事	㈱サンヨー堂	島垣　研二　理事
加藤産業㈱	加藤　武雄　理事	加藤産業㈱	加藤　和弥　理事
中村角　㈱	中村　成朗　理事	藤徳物産㈱	大恵　和夫　理事
ヤマエ久野㈱	出森　義人　理事	ヤマエ久野㈱	田村　哲丸　理事
㈱日本アクセス	堀井　壯一郎 理事	㈱日本アクセス	宮田　敏晴　理事
伊藤忠食品㈱	青山　裕一　理事	伊藤忠食品㈱	星　秀一　理事

また、退任理事以外の理事及び監事は再び選任することとなる。

報告を受けた議長は事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

従って本年度は、23名の理事及び２名の監事、合計25名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。
なお、再任についても異議なく承認され、被選任者全員がその就任を承諾した。

ここで、総会を一時中断し、役員一同は別室にて理事会を開催して代表理事の後任人事を検討し全員一致で、國分理事の会長就任と、濱口理事、田中理事、井上理事の副会長就任、および奥山理事の専務理事就任を申し合わせた。
これにより、國分会長・濱口副会長・田中副会長・井上副会長・奥山専務という、今年度の新執行役員体制を総会に報告する事にした。

ここで定時総会を再開。

事務局より先ほどの理事会で決まった今年度の新執行役員体制を、書面により会場の出席者に対し配布し報告を行った。

第４号議案　会費の額及び徴収の方法の件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては、一昨年自主申告いただいた売上額に基づく会費区分にて算定した額と同額を、また徴収方法については

①年額一括
②銀行振込み
③振込手数料は会員各位負担
④納付期限　　平成26年　６月30日（月）

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第５号議案　その他

定時総会にて閉会の挨拶
をする濱口泰三副会長

議長から、以上を持って本日用意した議案は滞りなく終了したが、他に何か意見や質問等が有ったら申し述べるよう伝えたが何も無かったので、本日出席されている三人の退任役員から、順次挨拶するようお願いし　中村・堀井・青山の３氏から、今日までのご協力に対して御礼の挨拶があった。

議長より長時間の審議に対する御礼と、濱口理事より閉会の挨拶があり16時10分　定時総会は無事閉会された。

懇親会にて挨拶と
乾杯の発声をする
田中茂治副会長

賛助会員を代表して懇親
会にて挨拶するキッコー
マン（株）代表取締役社長
堀切功章様

懇親会にて閉会挨拶を
する井上彪副会長

懇親会 会場

定　　款

平成24年４月 1日　施　　行
平成26年５月29日　一部改定

ゴシック <u>アンダーライン</u>部分が平成26年５月29日改定箇所です。

一般社団法人 日本加工食品卸協会
Japan Processed Foods Wholesalers Association
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町２丁目３番地４号 江戸ビル４階
電　話　03(3241)6568　ＦＡＸ　03(3241)1469

一般社団法人日本加工食品卸協会定款

平成24年4月　1日 施　　行
平成26年5月29日 一部改定

第１章　　総　　則

（名　称）
第１条この法人は、一般社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION とする。

（事務所）
第２条協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議によって必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目　的）
第３条協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

（事　業）
第４条協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
(2)　加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
(3)　加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示
(4)　加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修
(5)　その他協会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第３章　　会　　員

（法人の構成員）
第５条協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的且つ積極的に関連する健全な事業者であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

２　この協会に次の会員を置く。
(1)　正会員　本協会の目的及び事業に賛同して入会した加工食品卸売業を業とする法人

(2)　事業所会員　正会員の登録された出先機関の事業所
(3)　賛助会員　本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する食品製造業以外の業種
(4)　団体賛助会員　本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する団体

（会員資格の取得）
第６条協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

２　前条の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（経費の負担）
第７条協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第９条会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規則に違反したとき。
(2)　協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第10条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第７条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。
(2)　総正会員が同意したとき。
(3)　当該会員が解散したとき。

第４章　総　会

（構　成）
第11条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権　限）
第 12 条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　会員の除名
(2)　理事及び監事の選任又は解任
(3)　理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
(4)　貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
(5)　定款の変更
(6)　解散及び残余財産の処分
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第 13 条　総会は定時総会として毎年１回事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招　集）
第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　長）
第 15 条　総会の議長は、会長がこれにあたる。

２　会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれにあたる。

（議決権）
第 16 条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）
第 17 条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面又は代理人による議決権の行使）
第 18 条　総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
４　第１項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　役　員　等

（役員の設置）
第 20 条　協会に、次の役員を置く。
(1)　理事　　20人以上　25人以内
(2)　監事　　２人又は３人

２　理事のうち１名を会長、３名を副会長、１名を専務理事とする。
３　前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、理事会において別に定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。
5　会長・副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第24条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）
第26条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（名誉会長及び顧問）
第27条　協会に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2　名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
(1)　会長の相談に応じること
(2)　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3　名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
4　名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

第６章　　理　事　会

（理事会の構成等）

第 28 条　協会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 29 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　協会の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

（招　集）

第 30 条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議　長）

第 31 条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

２　会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれにあたる。

（決　議）

第 32 条　理事会の決議は､決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　　委　員　会

（委員会）

第 34 条　会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

２　委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
３　委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第８章　　会　　計

（事業年度）
第 35 条　協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 36 条　協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第 37 条　協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　正味財産増減計算書
(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の分配）
第38条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 39 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第 40 条　協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第 41 条　協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第 42 条　この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　協会の最初の会長は、國分勘兵衛、副会長は後藤雅治、濱口泰三、田中茂治とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

理事会開催

平成26年度第２回理事会

日　　時　　平成26年　5月29日（木）　午後14時00分～14：40分
場　　所　　レベル21　東京會舘　　シルバールーム
　　東京都千代田区大手町2－2－2　アーバンネットビル　21階
　　電話(03)5255－1515
議　　案　　第１号議案　　定時総会提出議案の確認の件
　　第２号議案　　その他
開　　会　　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭　國分勘兵衛会長より挨拶があり、早速議事に入った。

最初に事務局より出欠の状況について報告を行うことになり、事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数23名中　18名出席　　監事総数　２名中　２名出席
他にオブザーバーとして　６名同席

ここで本日の会は定款第32条の定めにより定足数を満たして成立することが事務局より報告され、これと共に慣例により会長を議長にお願いし審議に入った。

第１号議案　定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第１号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布した資料に基づき、新会員として加入申し込みの有った大分県別府市の豊豫物産ついて審議し入会を了承した。
次いで事業報告の追加として、厚生労働省の作成した「卸売業の職業能力評価シート」等について説明し、業界の人材育成を進めるツールとしての活用を勧めた。
次に議長は、前回の理事会で承認をいただいた任期満了に伴う理事・監事の改選について、本日所要のため欠席されている大恵さんを除き、オブザーバーとして出席された　島垣 氏・加藤 氏・田村 氏・星 氏・宮田 氏をそれぞれ紹介、本日の総会にて候補者案の承認を受けることを説明。

第２号議案　その他
第２号議案として事務局より
①清涼飲料の賞味期限の「年月表示」への移行に関する件
②複数税率に関する与党税制協議会での議論に関する件

が配布された資料に基づき報告した。

最後に、各支部長より本部への要望事項や今年度の活動予定等に関して発表を要請、今年度は南の九州・沖縄支部より順次北海道支部まで総会日程や行事予定等が発表された。

國分会長は各支部長へ労いの一言を申し述べたのち、この後予定している定時総会と懇親会に一層の協力をお願いし、14時40分に無事終了する。

平成26年度第３回理事会

日　　時　　平成26年５月29日（木）
場　　所　　レベル21　東京會舘　シルバールーム
議　　案　　第１号議案　　新執行役員体制について

総会を一時中断し、別室にて理事・監事が再度集合、事務局より当理事会の出席者は、理事１８名・監事２名・オブザーバー６名の当初理事会と同様で定足数を満たしている旨が報告され審議に入った。

議長より先ほど定時総会々場にて承認を得た今年度の新役員の中から、新執行役員を選任するにあたり出席各位の意見を募ったが特に何も無かったため、事務局案を発表するよう奥山専務理事に要請。

奥山専務理事は、國分 勘兵衛理事を代表理事となる会長に、濱口 泰三理事・田中茂治理事・井上　彪理事の三人を代表理事副会長に、また　業務執行理事には奥山則康専務理事をという現行体制の継続（案）が提案され、全員から拍手にて賛同を得た。同時に５人の理事役員からも了承を得たので、議長は事務局に対して新執行役員体制を文書化し総会に報告するよう指示し理事会を終了した。

理事会 会場

支部総会開催

新支部長に大恵　和夫氏（藤徳物産(株)）を選出

－中国支部－

中国支部は６月３日（火）15時よりホテルグランヴィア広島に於いて定時総会を開催した。中国支部の事務局磯田英之氏（中村角（株））の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、ついで支部長の中村成朗氏（中村角（株））が、開会の挨拶として「支部は本部を支える役割があり、業界が繁栄するためには日食協の役割は大きいものがある」と述べた。ついで支部長が議長席に着いて審議に入り、第１号議案　平成25年度事業報告書承認の件と第２号議案　平成25年度決算報告書承認の件を一括して事務局が報告し、拍手で承認された。続いて第３号議案　平成26年度事業計画案承認の件及び第４号議案　平成26年度収支予算案承認の件を一括して事務局が説明し、これも全て原案通り拍手で承認された。最後に第５号議案　役員改選に関する件について、事務局が役員名簿（案）を説明し、原案通り拍手で承認され、新支部長として大恵　和夫氏（藤徳物産（株））が選出された。新支部長の大恵和夫氏は「日食協本部から農林水産行政等の情報を主体にリアルタイムで情報を配信していただき、食品業界としての基本的な安心・安全なベースとなっている。変化する業界環境の中で日食協活動は大変重要である」と就任の挨拶を述べた。最後に永年支部長のご要職をお勤めいただいた中村成朗氏に感謝の気持ちをこめて奥山専務理事から花束の贈呈が行われ総会を閉会した。続いて会場を移して賛助会員も合流しての合同研修会が開催された。遠藤大治氏（藤徳物産（株））の司会進行で始まり、最初に、総会で新支部長に選出された大恵和夫氏が開会の挨拶を述べ、ついで奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行った。最後に、野村総合研究所サービス・産業ソリューション第一事業本部　主席コンサルタント　辻　直志が「成熟化する食品流通の変革」と題して講演を行った。終了後、懇親会を行い開宴の挨拶を副支部長の廣川雄一氏（広川（株））が、乾杯の発声を同じく副支部長の中村智行氏（西中国国分（株））が行い、締めの挨拶を副支部長の森　淳次氏（東中国国分（株））が行って閉会となった。

中国支部新役員体制

支部長	大恵　和夫	藤徳物産(株)	代表取締役社長
副支部長兼岡山県幹事	森　　淳次	東中国国分(株)	代表取締役社長
副支部長兼広島県幹事	廣川　雄一	広川　(株)	代表取締役専務
副支部長兼山口県幹事	中村　智行	西中国国分(株)	代表取締役社長
会計監事	村上　　尚	国分(株)	中国支社　支社長

商流で商いができる環境を

―　四国支部　―

四国支部は６月５日（木）リーガゼスト高松に於いて定時総会を開催した。総会に先立ち11時30分から役員会を行い、総会における議案内容の確認と流通再編に伴う支部活動の今後について意見交換を行った。また副支部長の交替人事（芹沢　雅明氏（四国リョーショク（株））について報告がなされた。奥山専務理事からは複数税率の諸問題について報告があった。昼食後12時30分より定時総会が開催された。最初に事務局の岡林章一氏（旭食品（株））が総会の次第と配布資料の確認を行い、定足数を確認した。ついで四国支部長の竹内克之氏（旭食品（株））が開会の挨拶として本部の定時総会の内容を報告した後「卸の全体状況としては売上げの上位集中化が進展し、コストの低減化で利益を創出しているがコストの削減だけでは経営の維持は困難で商流で利益を出す事が肝要で、商流できちっと商いができるような環境をつくることが重要。また複数税率について日食協は10％までは導入反対の立場」と述べた。その後議案審議に入り、第１号議案　平成25年度事業報告　第２号議案平成25年度会計報告　第３号議案　平成26年度収支予算の件を一括して事務局が説明し、監査報告を吉川邦男氏（四国国分（株））行って、全て原案通り拍手で承認され総会は終了した。その後奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行い、終了後講演会に移り、野村総合研究所　サービス・産業ソリューション第一事業本部　主席コンサルタントの辻　直志氏が「成熟化する食品流通の変革」と題して講演した。

共存共栄の立場をキープして厳しい時代認識を共有化

―　東北支部　―

東北支部は６月６日（土）11時45分からホテルモントレ仙台に於いて定時総会を開催した。副支部長の降幡　進氏（東北国分（株））の司会進行で始まり、最初に東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内（株））が開会の挨拶を行った。その後定足数を確認して議案の審議に入り、第１号議案　平成25年度事業活動報告及び決算報告及び第２号議案 平成26年度事業活動計画及び予算について一括して降幡副支部長が説明し、監査報告を会計監事代理の鈴木　誠司氏（佐藤（株））が行って全て拍手で承認された。ついで第３号議案役員改選に関する件を審議し、現役員体制の継続を承認した。その後昼食兼経営情報交換会を行い、今秋に予定される経営実務研修会の講師選定や消費税の複数税率についての意見交換を行った。その後昼食をはさんで午後１時から賛助会員も合流して賛助会員連絡会が開催された。司会は引き続き、降幡副支部長が担当し、最初に堀内支部長が挨拶し「共存共栄の立場をキープして、厳しい時代認識を共有化していくことが肝要」また軽減税率の導入に関しては、「消費者目線も含めて関心を持って注視していく、食品産業は人の命に直結する仕事として誇りを持ち、特に食品ロスの問題は重要な課題と考える」と述

べた。ついで賛助会員を代表してカゴメ（株）東北支店長の原田淳夫氏が、東北地域の厳しい物流状況を交えて挨拶を述べた。この後奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行い閉会した。

東北支部新役員体制

支部長	堀内　琢夫	丸大堀内(株)	代表取締役社長
副支部長	降幡　　進	東北国分(株)	代表取締役社長
会計監事	佐藤　　淳	佐藤(株)	代表取締役社長

協調して、共通インフラの整備強化を

―　関東支部　―

関東支部は、6 月 18 日（水）午前 11 時 30 分より東京大手町レベル 21 東京會舘に於いて定時総会に先立ち関東支部の幹事会を開催し、午後に行われる定時総会の議案内容の確認と消費税増税以降の市場状況について意見交換を行った。午後 1 時より、平成 26 年度の定時総会を開催した。常任幹事である奥山専務理事の司会進行で始まり、最初に、関東支部長の田中茂治氏（（株）日本アクセス）が「消費税の増税が実施され、影響は想定内に収まったなどといわれるが、来年はまた 10%の引き上げが行われる。新たな課題に対し、軽減税率をどうするかなど対応が問われる。今会員各社にとって、物流人員や傭車の確保が非常に切実な問題だ。15 年度にはドライバーが 14 万人不足するともいわれ、これは一時的なものではなく 20 年の東京オリンピックまで続くかもしれない。それと並行して原料や燃料経費も上がっており、卸だけではなく賛助会員のメーカーにとっても厳しい情勢だ。もう自分のことだけ考えればよいという時代ではなく、競争と協調をよく理解し合い、加工食品流通トータルでコストダウンが図れる共通インフラ整備に取り組み、流通システムの再構築を図らなければならない。そうした課題への対応を日食協がリードして進めたい」と開会の挨拶を行い、製配の連携強化を訴求した。奥山専務理事からは前年度の事業報告として、4 月の消費税増税に向け地域卸 6 団体と連携して価格転嫁・表示に関する業界カルテルを結成した経緯などを説明。今回は菓子や酒類、日雑卸などとも情報交換を進め、消費財卸全体がカルテルを結成する等、足並みが揃う成果があったと報告した。また流通全体の最適化に向け、食品ロス問題や環境対応といった分野で製・配・販連携協議会、生団連、日本 TCGF などの他団体と連携して取り組んだことも報告した。

総会終了後消費者庁食品表示企画課課長補佐の船田修平氏をお招きして「加工食品の表示に関する調査会の中間報告」と題して講演会が行われた。

（以下に総会議事録を掲載する）

出席状況　　会員45社中　出席20社　委任状15社　計35社

定刻　奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭　田中茂治関東支部長（㈱日本アクセス）が、本日のご参集と日頃の弊協会へのご協力に対して会員はもとより特に賛助会員に対する御礼を述べたのち、次の様に言葉を続けた。

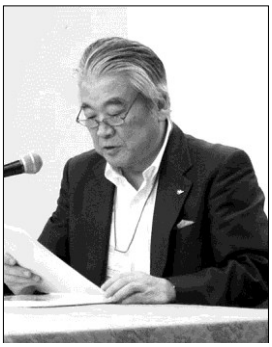
関東支部総会にて議長を務める田中茂治支部長

「日本加工食品卸協会は昭和52年５月に設立され今年で37年目を迎え、公益法人制度改革の対応として一昨年から名称を”一般社団法人日本加工食品卸協会”に変更して３年目となる。現在、132社の会員と107事業所、及びメーカー賛助会員131社、団体賛助会員３社の合計373の企業及び事業所にて運営されている。北海道から九州・沖縄まで全国９支部にて活動しているが、うち、関東支部は会員卸47社、事業所会員37事業所を傘下に持ち支部の中でも最大規模で、特に本部と連動した実践活動を行っている。

本年の関東支部の事業活動としては、継続して４つの物流に関する調査事業（①物流コスト　②返品調査　③在庫回転日数調査　④物流動向調査）と人材育成事業として、研修会を予定している。

加工食品卸業界の当面の課題としては、

・消費税が10％に増税された時に導入される複数税率に対する対応
・物流人員や庸車の確保が厳しい状況にあり、また電力料金値上げ等コストの上昇圧力への対応
・競争と協調をよく理解して業界としてのコストダウンを図れるような共通インフラの整備と強化、協会を主体に流通システムの再構築といったことが考えられる。

総会終了後に、特別講演会として消費者庁の方に講師をお願いして「食品表示の一元化について」のお話しをしていただく予定しているので、長時間になりますが、最後までお付き合い下さい。」と挨拶された。

続いて事務局は本日の出席者及び委任状の合計が定足数を満たしていることを報告し、支部規約第９条により田中支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、株式会社サンヨー堂　新網殿と、国分株式会社　山崎 殿を指名、両氏が承諾し議事に入った。

第１号議案　　平成25年度事業報告に関する件
第２号議案　　平成25年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、５月29日（木）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報Vol. 184号を資料として次の如く報告を行った。

１）本部事業活動報告
２）関東支部活動
・関東支部流通業務委員会活動報告。
・関東支部の収支決算（前期繰越額206，945円、当期収入合計1，500，107円当期支出合計1，454，870円、次期繰越収支差額252，182円、各予算費と内容概要）
合わせて、会計監事の伊藤忠食品㈱　神保敏郎氏に監査を受けたことを報告。

ここで議長は、会計監事の神保氏に監査結果を報告するよう要請した。

神保会計監事は「５月12日（月）に日食協の事務所において、監査を行い、全てに関して正確である事を確認した」と報告された。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め，拍手で承認された。
第３号議案　平成26年度事業計画案に関する件
第４号議案　平成26年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。そして収支予算として前期繰越額　252，182円、当期収入合計1，500，500円、当期支出合計1，560，000円、次期繰越額192，682円の予算内容を説明した。
議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第５号議案　役員の改選の件

議長は事務局に内容を説明するよう要請。

事務局より、本年は役員改選時期のため、事前にご意向を確認致しましたところ、会社人事の都合で一部役員から交替の申し出を受けたことを説明。
本日、総会前の幹事会において、後任者案も含めて承認を得たことを報告し、同時に総会資料に基き役員案を読み上げ、その場で拍手をもって承認された。また被選任者全員もその就任を承諾する。

第６号議案　その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが無かったので、事務局側から報告事項が有ったら説明するよう要請があったが、事務局は特に報告事項は無かった。

最後に議長は、本日の全ての審議事項が滞りなく終了した事を告げ、14時10分に総会は終了した。

幹事会会場

関東支部特別講演会講師 消費者庁食品表示企画課
船田修平 課長補佐

関東支部総会 会場

関東支部　　新役員名簿

（平成26年５月29日現在）

一般社団法人　日本加工食品卸協会
関東支部（敬称：略）

役　員	社　名	役　職	氏　名	備　考
支部長	(株)日本アクセス	代表取締役社長	田中茂治	
副支部長	国　分　(株)	執行役員関東支社長兼第二営業部長	山崎佳介	新　任
副支部長	首都圏国分　(株)	代表取締役社長	福　住　卓	
副支部長	三井食品(株)	執行役員首都圏量販第一本部長	稲田雄司	新　任
副支部長	(株)サンヨー堂	代表取締役社長	島垣研二	新　任
副支部長	三菱食品(株)	常務執行役員営業第一本部長	星　正　寿	新　任
会計監事	伊藤忠食品　(株)	東日本営業本部営業第一部部長	神保敏郎	
幹　事	日本酒類販売(株)	代表取締役社長	松川隆志	
幹　事	(株)ヤグチ	商品部部長	後藤毅	
幹　事	コンタツ(株)	物流統括部部長代理	鈴木義之	
幹　事	(株)升　喜	取締役管理本部長	秋庭修	
幹　事	(株)新潟リョーショク	代表取締役社長	本間孝之	
幹　事	(株)マルイチ産商	取締役執行役員食品事業部長	原田文彦	
幹　事	一神商事(株)	代表取締役会長	柳澤達哉	新　任
幹　事	関東国分(株)	代表取締役社長	大久保 徳政	
幹　事	ヤマキ(株)	代表取締役社長	山口茂	
幹　事	ユアサ・フナショク(株)	代表取締役会長	上田弘	
幹　事	武田食品(株)	取締役部長	田村悟	
幹　事	常洋水産(株)	取締役営業本部長	増子幸吉	
幹　事	群馬県卸酒販(株)	代表取締役社長	萩原哲夫	
常任幹事	日　食　協	専務理事	奥山則康	

新支部長に星　秀一氏（伊藤忠食品（株））を選出

― 近畿支部 ―

近畿支部は６月24日（火）太閤園に於いて定時総会を開催した。総会は、定刻前に全員出席者が揃ったので早めに開催された。事務局の小林正典氏（伊藤忠食品（株））の司会進行で始まり、最初に支部長の濱口泰三氏（伊藤忠食品（株））が開会の挨拶として「心配された消費税の増税も負の影響もなく想定された範囲内で進んでいる。ようやくデフレスパイラルからの脱却の兆候を感じる。卸にとって今年は成長と繁栄を回復する年としたい」と述べた。ついで定足数の確認を事務局が行い、支部長が議長席に着いて議事に入り、事務局が第１号議案　平成25年度事業報告に関する件と第２号議案　平成25年度収支決算報告に関する件について一括して報告して拍手で承認された。ついで第３号議案　平成26年度事業計画（案）に関する件と第４号議案　平成26年度収支予算（案）に関する件を一括して事務局が説明し、拍手で承認された。最後に第５号議案　任期満了に伴う役員改選に関する件について、事務局が新役員案を提案し、拍手で承認された。新支部長に選出された星　秀一氏が「環境変化が激しい中でますます日食協の役割は重要と認識する」と抱負を述べた。全ての議案審議を終了後、奥山専務理事が、複数税率（軽減税率）についての現状の日食協の考えについて報告を行い閉会した。尚、同会場で午前中に行われた大阪府食品卸同業会の定時総会に近畿支部会員や賛助会員も多数参加して奥山専務理事が「日食協本部事業活動報告」を行い情報の共有化が図られた。

近畿支部新役員体制

支 部 長	星　　秀一	伊藤忠食品（株）	代表取締役社長
副支部長	小林　隆夫	加藤産業（株）	常務取締役
会計監事	角田　勇吉	五大物産（株）	代表取締役社長
幹　　事	篠倉　　猛	（株）ヒメカン	代表取締役社長

卸の諸問題の解決に役立つ、日食協の会報情報

― 東海支部 ―

東海支部は、６月24日（火）午後１時より名古屋観光ホテルに於いて定時総会を開催した。事務局の山田将聖氏（中部飲食料新聞社）の司会進行で定足数を確認後、支部長の永津邦彦氏（（株）トーカン）が開会の挨拶を行い、新任の三菱食品（株）中部支社長の近藤貴俊氏を紹介した。岐阜リョーショクの退会が報告された後、議案の審議に入り、第１号議案　平成25年度事業報告書承認の件　第２号議案　平成25年度収支決算書承認の件　第３号議案　平成26年度事業計画案

承認の件　第４号議案　平成26年度収支予算案承認の件を審議し、いずれも原案通り拍手で承認された。永津会長は閉会に際して「日本加工食品卸協会は、様々な活動をしてきており、流通業界に必要な事項について幅広く調査・研究をしている。定期的に発行する会報は中身の濃い優れたものであり、我々卸売業が抱える諸問題の解決に役立つ情報が多く掲載されているので活用して欲しい」と述べた。終了後会場を移して中部飲食料品問屋連盟と共催で講演会を開催した。講師は拓殖大学商学部教授で公益財団法人流通経済研究所理事の根本重之氏をお迎えして「消費と流通の先を読む2014～消費税引き上げを乗り越え、2020年代に向かって走る～」という演題で講演された。消費税増税後の商品価格の動向や今後の流通の変化の予測や対応などを解説した。続いて中部飲食料品問屋連盟の定時総会が行われ終了後、奥山専務理事が「日食協本部活動報告」を行った。

この後懇親会は、中部飲食料品問屋連盟副会長の青木昌博氏（（株）名給）が開宴の挨拶を行い、乾杯を米田　允氏（味の素（株））が、中締めを宮地雅典氏（カゴメ（株））が行って散会した。

卸機能をもっとアピールを

― 北海道支部 ―

北海道支部総会
村山支部長 開会ご挨拶

北海道支部は、７月２日（水）14時30分より京王プラザホテル札幌に於いて定時総会に先立ち常任幹事会を開催し、３時から行われる支部総会及び懇談会及び来年の新年会の開催予定等について確認を行った。また奥山専務理事からは複数税率（軽減税率）についての日食協の現状の考え方について説明があった。

15時から定時総会並びに日食協懇談会が開催された。事務局の濱　幸利氏（（株）スハラ食品）の司会進行で始まり、最初に支部長の村山圭一氏（（株）スハラ食品）が「北海道は生産年齢の割合が低く慢性的に人手不足が懸念される。また北海道の直面する流通の課題・問題点としては、

１．道内総人口の減少　　市場規模の縮小
２．単身世帯の増加　　販売形態の変化　小型化
３．少子化・高齢化　　労働力・購買力の減少　　社会保障費の増加
４．人口の札幌集中　　地方不採算店の増加
５．買い物難民の増加　　ネットスパー・宅配サービス・移動販売の増加
６．輸入原料価格の高騰　　仕入れ価格の上昇　粗利益の減少
７．観光業・ホテル業の売り上げ低迷
８．ガソリン価格の高騰　　運送費のアップ
９．ＰＢ商品の増加　　低価格化・薄利化
10．小売業の寡占化　　３強

等があり、これらについて調査研究を行っていくが、今から対応していければと思うが、卸機能をもっとアピールする必要がある」と開会の挨拶を行った。ついで事務局が定足数の確認を行って、支部長が議長席に着き議案の審議に入った。

第１号議案　平成25年度支部活動報告に関する件
第２号議案　平成25年度支部決算報告及び監査報告に関する件
第３号議案　平成26年度支部事業計画（案）に関する件
第４号議案　平成26年度支部事業予算（案）に関する件
第５号議案　その他

講演する
三浦由紀江先生

以上の議案内容を事務局が全て説明し、全て原案通り拍手で承認された。ついで支部活動状況報告を河野　均氏（加藤産業（株））が行い、最後に奥山専務理事が「日食協活動報告」を行った。　休憩後講演会に入り、講師に（株）日本レストランエンタプライズ 駅弁マイスター 三浦由紀江氏をお迎えし「カリスマ販売員が生み出した“大ヒット駅弁”開発のコツ～売れる駅弁開発は女性目線が鍵～」と題して講演された。主な講演内容としては、「接客業は全ての基本、商品の価値は接客、販売力で決まる。接客は演技と演出力。接客マニュアルは必要ないが、仕事のマニュアルは必要。商品の仕入れ、商品開発は現場目線、お客様目線で。仕事をゲーム化しリーダーしだいで職場は変わる」等であった。終了後懇親会が行われ、開会挨拶を賛助会員世話人を代表して久我章良氏（北海道味の素（株））が行って開宴し、中締めを副支部長の成田祐一氏（北海道アクセス（株））が行い閉会となった。

懇談会中締めご挨拶
成田副支部長

北海道支部総会 会場

懇談会 会場

競争の中でも協調して卸の役割を

— 九州・沖縄支部 —

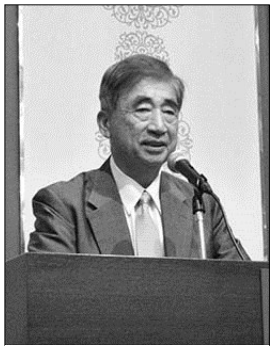

九州・沖縄支部総会
本村支部長 開会のご挨拶

九州・沖縄支部は、７月４日（金）午前11時よりANAクラウンプラザホテル福岡に於いて、午後から開催される定時総会に先立ち九州沖縄支部の幹事会が行われた。事務局の白土恵一氏（コゲツ産業（株））の司会で始まり、最初に支部長の本村道生氏（コゲツ産業（株））が今回から幹事会の運営内容を変更した経緯や地域卸同業会組織と連携、協力しながら活動する日食協九州沖縄支部の組織経過について述べられた。ついで事務局から当日の午後に開催される定時総会の議案内容について確認を行った。最後に奥山専務理事から複数税率（軽減税率）に対する現状の日食協の基本的考えを報告した。

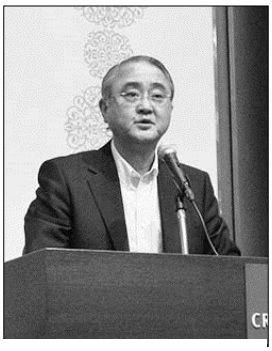

九州・沖縄支部総会
田村副支部長の開会のことば

昼食後、午後１時より第37回定時総会が開催された。事務局の司会進行で始まり、最初に定足数を確認し、副支部長の田村哲丸氏（ヤマエ久野（株））が開会のことばを述べ、ついで支部長が開会の挨拶として「消費税の転嫁は業界として円滑に転嫁できえたのではないかと思う。コスト要因で大きな変化があるが競争の中でも協調して卸の役割を共同歩調で進めることが重要」と述べた。ついで支部長が議長席に着いて、議事録署名人を指名して議案の審議に入った。

第１号議案　平成25年度事業報告並びに収支決算書承認の件（監査報告）
第２号議案　平成26年度事業計画並びに予算案承認の件
第３号議案　任期満了に伴う役員改選の件
第４号議案　①取引慣行改善に係る地域活動の実態報告
　　②商品展示特売会の本年度自粛の継続について

第１号議案、第２号議案については事務局が、第３号議案については議長が説明し拍手で承認された。取引慣行改善に係る地域活動の実態報告については福岡地区協議会の山本康裕氏（ヤマエ久野（株））が報告した。

【福岡地区協議会活動報告】

定例会を２ヶ月に１回１１企業で実施。継続課題である返品問題を中心に協議。毎年恒例の卸10企業各社の返品率を調査した。結果として返品率は0．1％～最大1．4％であった。2012年度に対し改善された企業は４社で0．01％～0．15％の改善。悪化した企業は３社で0．01％～最大0．08％増加、他は変化なしとの結果であった。返品率を業態別に見ると、大手量販と取引のある卸８企業のうち２企業で返品率が増加、３企業が改善、３企業は変化なし。ディスカウントと取引のある卸９企業中、４企業で返品率が増加、４企業が改善した、中小SMと取引のある卸10企業中、５企業で返品率増加、４企業が改善、他は変化なし。百貨店と取引のある卸５企業は、

全ての企業が改善された。一番返品に対して遅れていた業態で改善されたのは喜ばしい。改善企業としては大手量販店で昨年に比べ２企業の改善増、ドラッグで１企業が改善増、中小SMで２企業が改善増。福岡地区協議会として作成した返品に対するガイドライン的なものを共通認識として各卸のお得意様へ返品削減要請を実施していく考え。返品問題につきましては今後とも最優先的課題として削減を目標に情報共有をはかるが、一部メーカー様よりの回収依頼に伴う返品につきましては各卸と協議の結果、問屋に起因しない返品については、返品にかかる費用負担について今後メーカー様の協力をお願いしたいとの意見が出ているのでよろしくご検討を願いたい。

福岡地区協議会
山本代表の活動報告

最後に②商品展示特売会の本年度自粛の継続については、議長が説明報告し承認された。定時総会はこれにて終了し、その後奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行った。最後に昨年に引き続き、拓殖大学　商学部教授　根本重之氏をお招きして「消費と流通の先を読む2014年」～消費税率引き上げを乗り越え、2020年代に向かって走る～と題して特別講演会が行われ16時15分に閉会した。

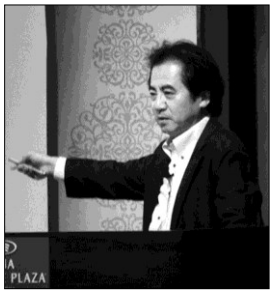

講演する根本重之氏

九州沖縄支部新役員体制

支 部 長	本村　道生	コゲツ産業（株）	代表取締役社長
副支部長	田丸　哲丸	ヤマエ久野（株）	代表取締役会長
会計監事	玉置　信一	国　分（株）	九州支社長

九州・沖縄支部 幹事会 会場

日食協は卸の経営を考える組織

― 北陸支部 ―

北陸支部は、７月10日（木）午前11時よりホテル日航金沢に於いて、午後に開催される総会に先立ち役員会を行った。総会の議案内容の確認が主な打ち合わせであったが、今秋に開催予定の経営実務研修会の日程や講師の先生などについても意見交換を行った。昼食後、定時総会は支部長の荒木　章氏（カナカン（株））の司会進行で始まり、最初に出席メンバーが各自自己紹介を行った。ついで荒木支部長が開会の挨拶を行い、「食品流通業界は価格競争、出店競争が激しく、またコストの上昇に加えて人手不足、ドライバー不足などがあり経営に影響をしている。そうした中で日食協は卸の経営を考える唯一の組織なので会報等の情報を経営に活用して卸の存在を高めよう」と述べた。ついで議案の審議に入り、

第１号議案　平成25年度事業報告並びに収支決算報告について
第２号議案　平成26年度事業計画並びに収支予算案について

支部長がそれぞれの事業活動内容を報告し、会計幹事代理の中野義之氏（石川中央食品（株））が収支決算内容、予算案について説明、会計監事の藤井伸子氏（マルコク（株））が監査報告を行った。いずれも原案どおり拍手で承認された。

全ての議案審議が終了後、奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行い。定時総会内容や会報を用いての活動報告を行った。最後に荒木支部長が閉会の挨拶を述べ総会は閉会となった。

北陸支部総会 会場